

三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式における
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な運営とすることを目的に作成しました。

※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

～はじめに～

三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催が決定した時には想像もできなかった「新型コロナウイルス感染症」という脅威が、世界中に大打撃を与えています。

このような中で、両大会を安全・安心に開催するためには、新しい生活様式に基づく十分な感染症対策を講じる必要があります。特に開・閉会式については、競技会への影響の排除、徹底した感染防止対策、選手や観覧者等の削減による感染リスクの低減に加え、多様な式典演出に対応できる施設で行う必要があることから、会場を、これらの条件を満たす三重県総合文化センターに変更しました。また、選手と式典を分離し、安全・安心を確保した上で、前例にとらわれない、大会史上初となる「オンライン式典」を実施することとしています。

このガイドラインではこれらのこともふまえて、感染防止対策を定めていきます。

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式開催にあたって、新型コロナウイルスの感染防止のための基本的な考え方を示すとともに、参加者が遵守すべき事項や、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）及び参加者において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

2 対象

本ガイドラインは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式（以下、「開・閉会式」という。）を対象とする。

また、リハーサル等の扱いについては、本ガイドラインに準拠することとする。

3 基本的な考え方

（1）競技会への影響排除

選手を式典メイン会場から物理的に分離するとともに、選手と選手以外の動線が交錯しないようにする。

（2）徹底的な感染防止対策

全参加者の体調チェック等を行うとともに、ソーシャルディスタンスの確保や飛沫防止対策、「3密」（密集、密接、密閉）の回避、式典演技者を式典メイン会場から物理的に分離する等、徹底した感染防止対策を講じる。

（3）参加者削減による感染リスクの低減

スタッフを含め来場するすべての参加者を可能な限り減じるとともに、会場内の滞在時間を必要最低限とすることで、感染リスクの低減を図る。

4 実行委員会の役割

- ①本ガイドライン及び関連するマニュアル等を作成し、関係者へ周知を行う。
- ②参加者全員の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は破棄する。
- ③本ガイドライン等に基づき、開・閉会式会場における具体的な感染防止対策を実施する。
- ④開・閉会式日以前、開・閉会式日、開・閉会式日以降の各時点における、感染疑い者（感染者を含む）の対応については、別途、基準を定める。

5 参加者において遵守すべき事項

《共通事項（参加者全員）》

- ①体調管理チェックシートにより、開・閉会式日（※）の各14日前からの健康状態を確認し、実行委員会に提示すること。
（※三重県外の者は「来県日」。三重県内の者はリハーサル等を含む。）
- ②原則としてマスクを着用すること。ただし以下の場合を除く。
 - ・式典演技者が演技等において着用できない場合
 - ・マスクの着用が難しい参加者が実行委員会にその旨を申し出た場合（申出を受けた実行委員会は、個別に入場の可否を判断する）
 - ・手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障があり、マスクに代えてマウスシールド等を着用する場合
- ③こまめに手洗い、手指消毒を行うこと。
- ④手洗い後に手を拭くためのマイタオル等を持参すること。
- ⑤入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ⑥会場内での喫食時は会話をしないこと。
- ⑦参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえるLINE」を活用することが望ましい。

《個別事項》

（1）観覧者、選手

式典メイン会場の観覧席や式典サテライト会場での選手席で、指定された席以外の席に座らないこと。

（2）式典演技者

- ①観覧席の観覧者と接触しないこと。またソーシャルディスタンスを確保すること。
- ②演技者同士の間においてソーシャルディスタンスを確保すること。（演技中を除く。）

(3) 報道員

- ①取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ②取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ③共同記者会見場、インタビュースペース等での取材にあたっては、ソーシャルディスタンス（取材対象者と取材者及び取材者同士の距離）を確保し実施すること。

(4) 実施本部員、ボランティア、会場設営業者等

業務内容によりフェイスシールドや手袋等を着用すること。

6 会場内において実施すべき事項

(1) 全エリア

- ①原則、選手と選手以外の動線を分けること。
- ②余裕を持った入場時間・退場時間を設定し、参加者の属性やエリアごとに時間差を持たせるなどの工夫を行うこと。

(2) 入場口、受付等

- ①入場口、受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(3) 式典メイン会場

- ①選手は三重県総合文化センター内の別会場（式典サテライト会場）での参加を原則とし、式典メイン会場には入場させないこと。
- ②観覧者と式典演技者が接触するような式典の演出は行わないこと。
- ③式典開始までに観覧席等の消毒を行っておくこと。
- ④観覧席の人と人の距離を十分に確保する（1m以上）こと。
- ⑤着席する観覧者は収容定員の50%以内とすること。
- ⑥空調設備の運転等により、換気すること。

(4) 選手の式典サテライト会場

- ①式典開始までに選手席等の消毒を行っておくこと。
- ②選手席の人と人の距離を十分に確保する（1m以上）こと。
- ③着席する選手等は収容定員の50%以内とすること。
- ④空調設備の運転等により、換気すること。

(5) 演技等会場、控室等の諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③換気扇を回す、窓を開ける等により、換気すること。

(6) 手洗い場所、トイレ

- ①手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗いに後手を拭くためのマイタオル等の持参を求めること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。

(7) 共同記者会見場、インタビュースペース等

- ①会場の規模により人数を設定し制限すること。
- ②共同記者会見場、インタビュースペース等ではソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など参加者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(8) 昼食会場

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、飛沫防止のためのアクリル板の設置や、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③換気扇を回す、窓を開ける等により換気すること。

7 宿泊・輸送

(1) 宿泊（実行委員会において実施）

- ①配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）」の遵守を依頼する。
- ②宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。
「宿泊にあたっての留意事項」
ア 基本的な留意事項
(ア) 宿泊者同士の接触をできるだけ避け、ソーシャルディスタンス（2mを目安に最低1m以上）を確保する。
(イ) マスクを着用する。
(ウ) 定期的に手洗い・手指消毒を行う。

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア) 入館時には、手指消毒を行う。
- (イ) チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する。
- (ウ) エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する。
- (エ) 宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する。
- (オ) 大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える。
- (カ) 大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする。
- (キ) 化粧品・ブラシ等は持参する。
- (ク) 食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する。
- (ケ) 自席での食事中以外（テーブル間の通行や移動等）においてマスクを着用する。
- (コ) トイレの蓋を開けて汚物を流すようにする。

(2) 輸送

＜公共交通機関等における感染予防＞

参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞（実行委員会において実施）

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼するとともに、その確認を行う。
- ②輸送業務に従事する実施本部員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行う。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用する。
- ③バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができうる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求める。
- ④乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意する。
- ⑤バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底する。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める。

- ア マスクを着用する。
- イ 会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する。
- ウ 乗車時及び再乗車時に手指を消毒する。
- エ 車内における飲食をできる限り避ける。
- オ ゴミは原則持ち帰る。
- カ 降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。